別紙１

令和８年度 伊那市伝統芸能・文化資産価値共創プロジェクト業務委託 仕様書

１ 業務名称　令和８年度 伊那市伝統芸能・文化資産価値共創プロジェクト業務委託

２ 背景

伊那市には、南アルプス・中央アルプスに抱かれた豊かな自然環境を基盤に、先人たちが育んできた歴史や暮らしの知恵、食や手仕事、地域に根付く学びの文化や伝統芸能に至るまで、多様な「地域文化」が脈々と受け継がれてきている。社会環境や価値観が急速に変化する現代において、これらを単に形として保存するだけでなく、現代の暮らしや感性に即した形で次世代へつないでいくことが重要な課題となっている。

本業務は、伊那市が持続可能な自治体として存在感を示し、伊那市らしくあり続けるための地域ブランディングおよび文化継承を推進することを目的とする。

３ 目的

本業務は、伊那市に息づく多様な地域文化を土台とし、地域の魅力や暮らしの知恵に現代の感性を掛け合わせることで、次世代や外部の専門人材と共に創り上げる過程を大切にしながら映像や音楽などのオリジナル作品を制作・発信することを目的とする。なお、本業務において対象とする「地域文化」とは、狭義の伝統芸能や歴史的文化財だけに留まらず、それらを育んできた自然環境、日々の暮らしの営み、食や手仕事、地域に息づく人々の生業やコミュニティの記憶など、伊那の風土から生まれたあらゆる地域資源や営みを包括するものとする。

その制作と発信のプロセスを通じ、子どもや若者、市民が第一線で活躍するアーティストや外部クリエイター等の専門人材と共にクリエイティブな活動に主体的に取り組みながら地域の多様な営みに触れ、魅力を自ら「再発見」し、普段とは異なる刺激的で心躍る体験の中で、共創の楽しさや繋がりを実感できる環境を創出する。あわせて、制作過程そのものを随時発信していくこと自体が、シティプロモーション及び地域ブランディングとなるアプローチを展開する。これにより、郷土への愛着と自らの活動への誇り（シビックプライド）を育み、持続可能な文化継承の仕組みおよび将来的な経済価値の創出を築き上げるとともに、「森といきる 伊那市」のブランド推進を図る。

４ 履行期間

契約締結日から令和９年３月３１日まで

※契約は単年度とするが、本業務は令和 10 年度までの 3 か年一貫の継続・発展事業として実施予定である。

5　業務の提示条件および提案の柔軟性

本仕様書に示す業務内容や体制案は、現時点で描く本市の基本方向性を示したものであり、受託者は本市の趣旨を深く理解したうえで、これに限定されることなく、より効果的・発展的な手法やアイデアを幅広く提案すること。なお、事業推進の過程においては、採択された提案をベースとしつつ、本市からの追加意向や関係機関との調整、現場の状況に応じて、両者協議の上で精緻化や軌道修正を行いながら推進するものとする。

6　業務内容

本事業の推進にあたっては、地域人材および事業者を最大限活用し、それらを束ね、地域の人をひきたてられるサーバントリーダー的視点を持って伴走型で事業推進を行うこと。特に、長年にわたり地域の文化や営みを支えてきた地元の活動団体、伝統芸能の伝承者、地域住民等への丁寧な対話を重視し、本事業が主体となって推進しながらも、互いの知見や思いを尊重し、連携・協力し合える体制のもとで事業を展開すること。

【3か年プロジェクトの全体構想・ゴール】

本委託業務（令和８年度）は、以下の３か年構想の土台構築及び初年度展開を担う。

・魅力を再発見・再編集した新たな表現・作品の創出とプロセスも踏まえた発信
伊那の多様な地域文化を若者や住民、関係人口が自ら「再発見」し、アーティスト等の外部人材と共に現代の感性に即した多様な表現やオリジナル作品（映像・音楽等）として形にし、その制作過程自体の発信も含めて地域内外へ広く届ける。

・次世代と外部人材が共に文化を育てる共創体制の確立
学生等の若い世代や外部のクリエイター等が主体的に関わり、地域団体等と連携して将来的な文化継承に目を向けていく自走的なコミュニティを形成する。

・将来を見据えた持続可能な地域文化継承の仕組みづくり
制作した作品やコンテンツの活用展開を見据え、地域に新たな循環や賑わい、文化のバトンをつないでいく持続的な運用・還元モデルの構築を検討する。

【令和８年度 委託業務詳細】

(1) ３か年グランドデザインの策定および事業全体統括
３か年の達成目標とロードマップを明示した「全体グランドデザイン」を策定するとともに、事業全体の企画・運営の責任を持つ「プロジェクトマネージャー」等を配置し、企画立案、進行管理、市および各種関係団体との連絡調整等の統括業務を行う。

(2) 地域文化資源の掘り起こし及び現代的な表現活動への再編集企画
「森といきる 伊那市」を軸に、市内の多様な地域文化（自然、歴史、暮らしの知恵、伝統芸能等）の棚卸しと把握を行う。その上で、これらを現代の感性に伝わる魅力的な切り口やストーリーへと仕立て直し、オリジナル作品の制作や体験プログラム

へと発展させるための具体的な企画検討を行う。あわせて、主たる対象となる若い世代や市民が「どんなテーマに関心を持ち、どうすれば主体的に参加したくなるか」等を把握するためのニーズ調査・検証を行うこと。

(3) コアメンバーのネットワーク形成と持続的な体制の土台づくり

形骸化した組織づくりにとらわれず、中高生・大学生等の若い世代を中心に、地域人材や外部のクリエイター等、本事業に主体的に関わる意欲のある人材（コアメンバー）を柔軟に巻き込み、有機的なネットワークを形成すること。参加者が楽しみながら関われる「余白」を生かした運営設計を行い、自走可能な体制の土台を築くこと。

(4) ワークショップ及びオリジナル作品制作の企画設計・試行（キックオフ）

事業の周知と気運醸成を図る初年度のキックオフ及び試行的なワークショップを軸とした、将来への展開を見据えた体験型プログラムを企画・実施する。単に知識や技術を身につけることだけにとどまらず、第一線のアーティストやクリエイター等の外部人材と協働しながら、現代的な音楽や映像等の表現活動を通じたプロの創作現場の熱量に触れ、クリエイティブ活動に主体的に取り組むプロセスを設計する。その制作過程を通じて伊那の多様な地域文化や地域資源の魅力を体感的に習得し、再発見していくアプローチを大切にする。なお、企画・実施にあたっては、地域の伝統芸能や文化の担い手、関係者等と丁寧に対話や調整を重ねて密接に協働するとともに、初年度は小規模な展開から丁寧な検証を重ね、次年度以降に向けたノウハウやつながりの土台をしっかりと培うこと。

(5) 広域発信・将来展開及び作品活用に向けたロードマップ

3か年事業の集大成に向けた成果物の発表・リリースや、市内文化施設等でのイベント開催、デジタルメディア等を通じた広域発信を見据えた全体ロードマップ及びプロモーション計画を策定する（※制作プロセスの随時発信を含む）。あわせて、制作したオリジナル作品（映像・音楽等）が単なる発表にとどまらず、学校教育、観光・移住プロモーション、地域イベント、商業・文化施設での展開など、地域内外の多様な場面で継続的に利活用されるための具体的な仕掛けや展開方法についても提案し、計画に盛り込むこと。

(6) 持続的な事業推進・継承に向けた検討

単発のイベントで終わらせず、次年度以降も継続して地域の文化創出や人材育成が行えるようノウハウの蓄積や組織体制の整備を進める。また、将来的な文化継承を支えていくための運用や還元方法のあり方について、初年度からの検討を開始する。

7 基本条件（遵守事項）

(1) 事業の推進にあたっては、単に成果物を納品して終わりとするのではなく、計画づくりや実践の過程に市民や地域事業者が主体的に関わり、ともに創り上げていく「共創プロセス」を効果的に組み込むこと。

(2) 本事業は、地域未来交付金事業のテーマ「森といきる 伊那市」のもとで展開するため、既存のブランド資産を活用・発展させること。
(3) 事業推進にあたっては、長年地域文化を育んできた地元団体や人材の意向を尊重し、地域の多様な主体を最大限活用・育成しながら、持続的な体制を構築すること。
(4) 市内で継続的に活動している既存組織・団体との連携を基本とすること。
(5) 本業務により制作された成果物および著作権ならびに管理主体は、原則として伊那市に帰属する。

8 実施体制および進捗管理

(1) 受託者は、業務内容の微調整や進捗共有のため、本市と週1回程度の打ち合わせ（対面・オンライン）を実施し、アジャイル思考で機動的に進捗管理を行うこと。
(2) 月次実績報告書の提出のほか、本市からの要請に応じて随時進捗報告を行うこと。
(3) 本事業の実施体制を提案書に盛り込み、市との連携体制について記載すること。

9 成果物

受託者は、本委託業務の完了にあたり、以下の成果物を指定する期日までに提出し、本市の検査を受けるものとする。

(1) 業務計画書および体制運用資料（3か年グランドデザイン、年間全体スケジュール、推進体制図等）
(2) 月次進捗報告書
(3) 情報発信・広報関連データ一式
(4) キックオフ・ワークショップ等の実施記録、試行的に制作したオリジナル作品（映像・音源・データ等）及びその制作プロセスをまとめた記録報告書一式
(5) 広域発信・将来展開及び作品活用に向けたロードマップ
(6) 持続的な文化継承・事業自走化に向けた検討資料
(7) 業務完了報告書（総括）

１０ 委託料の支払い

委託料は、上記の成果物一式および業務完了報告書の検査完了後に行う。

１１ 業務進行上の注意事項

(1) 本事業は、内閣府地域未来交付金を活用しているため、交付金の趣旨・要件に沿った事業運営を行うこと。
(2) 業務の一部を再委託する場合、市の事前承諾を得ること。
(3) 本仕様書に疑義が生じたとき、又は定めのない事項や変更の必要が生じた場合は、本市と受託者が誠意をもって協議のうえ決定する。